

第20回戸籍システム検討ワーキンググループ 議事要旨

- 1 日 時：平成29年6月30日（金）10：00～12：02
- 2 場 所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：安達座長，青木委員，石井委員，遠藤委員，神部委員，小牧委員，小松崎委員，齊藤委員，酒井委員，高橋委員，成田委員
- 4 概 要：法務省から，配布資料に関する説明を行った後，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

【戸籍システム検討ワーキンググループ最終取りまとめ要旨（案）について】

○システムの骨格について

- ・ システム構築の効率化，合理化の観点から，既存の市区町村の戸籍情報システムや戸籍の正本の制度は維持しつつ，連携して提供する情報として電子化された戸籍情報を保有することから，国において戸籍情報連携システム（仮称）を構築することを前提として議論することが必要である。

○実現可能なサービスについて

- ・ ①符号をキーに情報提供ネットワークシステムを經由して行政機関の求めに応じて戸籍情報を提供する「ネットワーク連携」事務，②特定の行政機関間でシステムを整備した上で，例えば，通知を目的として戸籍情報等を提供する「個別連携」事務，③システムを通じて市区町村・管轄法務局で戸籍情報を参照，活用する「戸籍事務内における活用」事務，④親族的身分関係情報（仮称）及び個人統合戸籍情報（仮称）を参照し，戸籍情報を匿名化した上で，統計情報として提供する「匿名化統計情報」事務などが考えられる。
- ・ 相続税法第58条に基づく通知のような戸籍事務の一環として情報を行政機関に通知する場合においても，当該行政機関と戸籍情報連携システム（仮称）とをシステム上連携させた上で，必要な情報に限り提供することが考えられる（個別連携）。
- ・ 迅速な戸籍事件統計の公表に資することができるよう，市区町村が作成する戸籍事件表（戸籍の届出，戸籍証明書の交付請求等に関する統計）を戸籍情報連携システム（仮称）に送信し，集計作業等を自動化するとともに，戸籍事務の改善のための分析にも資することができるよう，情報の加工を行う（匿名化統計情報の生成と活用）ことが考えられる。

以上